

特定非営利活動法人グローバルリーダーシップ・アソシエーション規則

2018 年（平成 30 年）6 月 23 日理事会

改正 2021 年 6 月 24 日理事会

第 1 条（定款との関係）

- (1) 特定非営利活動法人グローバルリーダーシップ・アソシエーション定款第 56 条に基づき、この規則を定める。
- (2) 定款に定められたことのほかは、この規則によっておこなう。

第 2 条（助言機関）

- (1) この法人の目的を達成するために、評議員会、名誉顧問、名誉理事その他の助言機関をおくことができる。
- (2) 助言機関の詳細は要綱で定める。

第 3 条（常務理事及び委員会）

- (1) 理事長は、理事会の同意を得て、この法人の業務の執行のために、特定の理事（以下「常務理事」という。）を指名して特定の業務の担当を委任することができる。
- (2) 常務理事は、理事会の同意を得て、業務の執行を補助させるために委員会をおくことができる。
- (3) 第 1 項及び前項の同意は、理事会の議決又は書面若しくは電磁的方法（電子メールを含む）による理事総数の過半数の同意によって行う。
- (4) 常務理事及び委員会の詳細は、要綱で定める。

第 4 条（改正及び施行）

この規則の改正及びこの規則の施行に必要な要綱その他の規定の制定及び改廃は、理事会の議決又は書面若しくは電磁的方法（電子メールを含む）による理事総数の過半数の同意によって、理事長がこれを行う。

附 則

1. この細則は、2018 年（平成 30 年）7 月 1 日より施行する。

附 則

1. この改正は、2021 年 7 月 1 日より施行する。